

防地地（事）第266号
令和3年11月18日
一部改正 防地地（事）第95号
令和4年3月30日
一部改正 防地地（事）第122号
令和5年3月31日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム使用規程
について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム使用規程

第1 防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレムの目的

防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム(付図第1に示すものをいう。以下「エンブレム」という。)は、防衛省が実施する地域社会との協力に係る施策(以下「施策」という。)に対する国民の理解をより一層深めることを目的に、施策に関する広報活動等に幅広く使用するものである。

第2 管理事務

エンブレムの使用に係る管理事務は、地方協力局地域社会協力総括課において行う。

第3 防衛省が組織として使用する場合

- 1 防衛省が実施する施策に関する資料等の印刷物については、可能な限り、エンブレムを使用するものとする。
- 2 前項のほか、施策に関する広報活動においては、積極的にエンブレムを使用するものとする。

第4 防衛省職員が使用する場合

- 1 防衛省職員は、その業務に係るもの(業務上使用する職員個人の所有物を含む。)については、エンブレムを使用することができる。
- 2 防衛省職員がエンブレムを使用する場合は、次の事項を遵守の上、適切に使用しなければならない。
 - (1) エンブレムの目的を十分に理解し、いやしくもエンブレムの品位を損なわないようにすること。
 - (2) エンブレムのデザインの変型、色の変更その他の改変をして使用してはならないこと。ただし、地方協力局地域社会協力総括課長(以下「地域社会協力総括課長」という。)が了承した場合は除く。
 - (3) エンブレム入りの物品等を製作し、これを販売する等により利益を得てはならないこと。
 - (4) 不適切な使用が判明した場合は、直ちにその使用を中止し、地域社会協力総括課長の指示に従わなければならないこと。
- 3 エンブレムの使用に当たり疑義が生じた場合は、事前に地域社会協力総括課長に相談し、了承を得た後に使用するものとする。

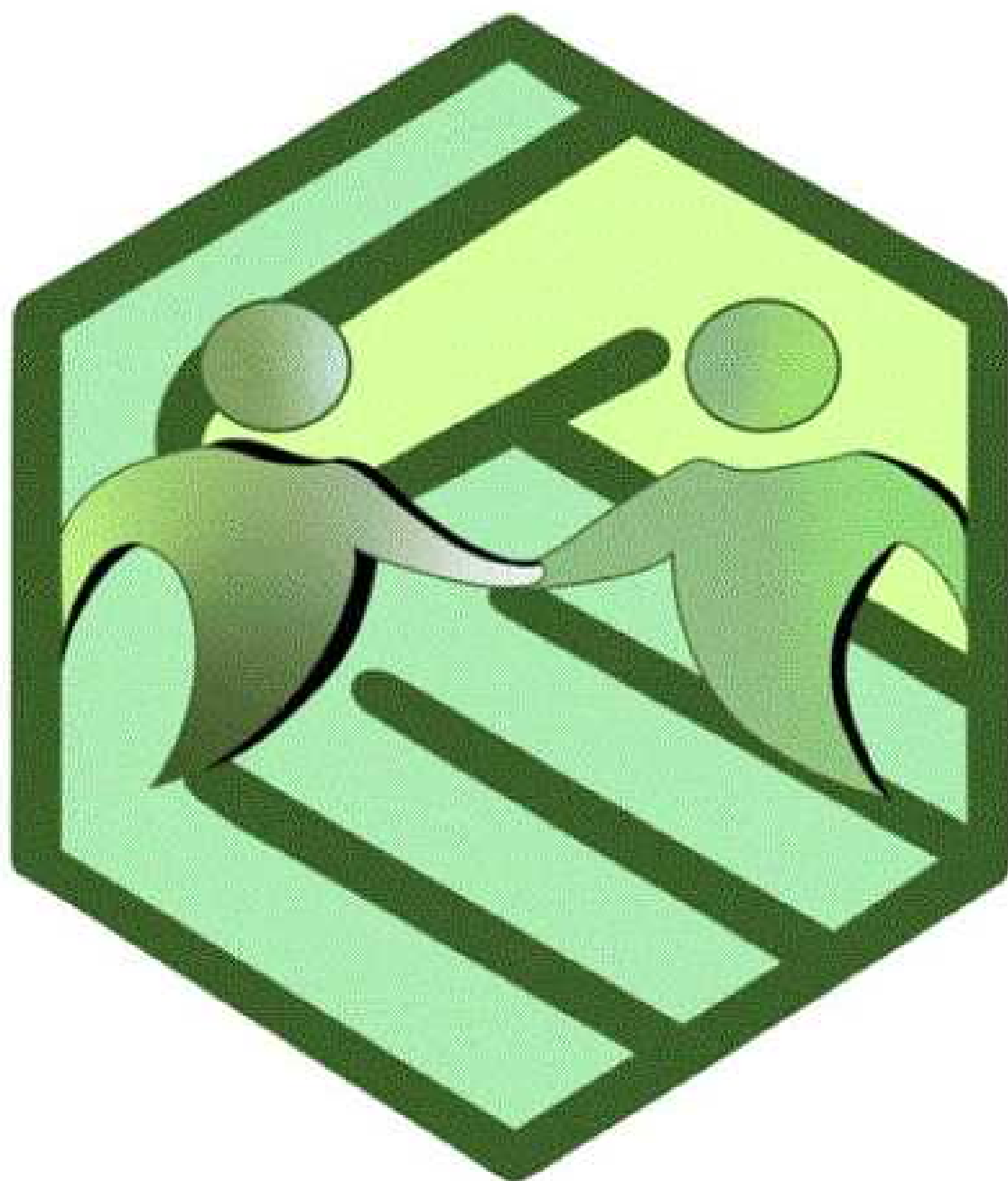
第5 防衛省又は防衛省職員以外の者が使用する場合

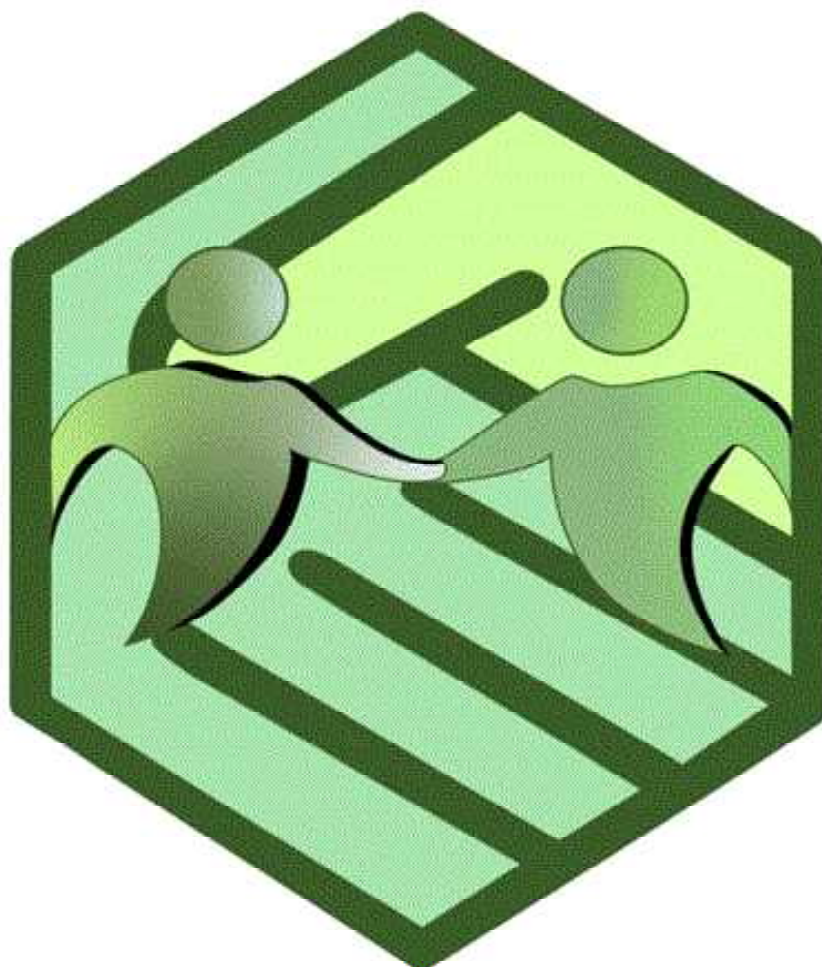
- 1 次に掲げる場合には、防衛省又は防衛省職員以外の者に対し、エンブレムを使用させることができる。ただし、第5号に掲げる場合にあっては、付図第2のとおりに使用を求めるものとする。
 - (1) 防衛省又は防衛省職員以外の者が、防衛省の依頼により、又は防衛省の許可を得て、エンブレム入りの物品等を製作する場合
 - (2) 防衛省が製作したエンブレム入りの物品等を貸与等し、又は記念品等として譲渡した場合
 - (3) 防衛省又は防衛省職員以外の者が、防衛省の許可を得て製作されたエンブレム入りの物品等を購入等した場合
 - (4) 防衛省又は防衛省職員以外の者が、エンブレムの宣伝その他の施策に関する広報活動に資することを主たる目的として使用する場合であって、地域社会協力総括課長がその使用を認めたとき
 - (5) 防衛省が、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）等に基づき、防衛省又は防衛省職員以外の者に補助金等（付図第2の属表の左欄に掲げる補助金等に限る。以下同じ。）を交付したことを周知する目的で使用させる場合
- 2 地域社会協力総括課長は、防衛省又は防衛省職員以外の者から前項第1号又は第4号の規定によるエンブレムの使用に係る申請があったときは、使用目的、使用方法、使用開始日その他必要な事項を確認するものとする。

第6 委任規定

この規程に定めるもののほか、エンブレムの使用に関し必要な事項は地域社会協力総括課長が定めるものとする。

付図第 1





防 衛 省

(事 業 名)

※ エンブレムに記載する事業名は、属表の左欄に掲げる補助金等の名称に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる事業名とする。

補助金等の名称	事業名
防衛施設周辺補償事業補助金	民生安定助成事業
施設区域返還道路復旧事業補助金	道路改修等事業
施設区域新規提供関係事業補助金	道路改修等事業
防衛施設周辺道路等整備事業補助金	道路改修等事業
防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	民生安定助成事業
防衛施設周辺障害防止事業補助金	障害防止事業
飛行場等周辺移転先地公共施設整備事業補助金	移転先地整備事業
防衛施設周辺通話障害防止事業補助金	通話障害防止事業
演習場周辺住宅防音事業補助金	住宅防音事業
防衛施設周辺整備統合事業費補助金	整備統合事業
防衛施設周辺防音事業補助金	騒音防止事業
防衛施設周辺放送受信事業補助金	放送受信事業
防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金	民生安定助成事業
防衛施設周辺消防施設整備事業補助金	民生安定助成事業
沖縄県内所在返還道路整備事業補助金	道路改修等事業
防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金	住宅防音事業
再編関連特別地域支援事業補助金	特別地域支援事業
再編推進事業補助金	再編推進事業
防衛施設周辺避難施設整備事業補助金	民生安定助成事業
特定防衛施設周辺整備調整交付金	調整交付金事業
再編交付金	再編交付金事業
再編関連特別地域整備事業交付金	特別地域整備事業
再編関連訓練移転等交付金	訓練移転等交付金事業
米空母艦載機部隊配備特別交付金	米空母艦載機部隊配備特別事業
訓練交付金	訓練交付金事業